

令和３年第３回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第３日目)

令和３年 ９月１６日(木曜日)

午前 ９時３０分開議

第１７ 一般質問

第４ 議案第４３号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算(第８号)について

第５ 議案第４４号 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第２号)について

第６ 議案第４５号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

第７ 議案第４６号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

第８ 議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第９ 議案第４８号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第１０ 議案第４９号 訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

追加日程第１ 議案第５１号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算(第９号)について

第１８ 請願第 １号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書

追加日程第２ 意見書案第２号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書

追加日程第３ 意見書案第３号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書

追加日程第４ 意見書案第４号 消費税インボイス制度の実施中止を求める要望意見書

追加日程第５ 意見書案第５号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

追加日程第６ 意見書案第６号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

○出席議員（１０名）

1 番 余 湖 龍 三 君
 3 番 山 田 日出夫 君
 5 番 西 山 由美子 君
 7 番 泉 愉 美 君
 9 番 工 藤 弘 喜 君

2 番 西 森 信 夫 君
 4 番 仁 木 義 人 君
 6 番 須 河 徹 君
 8 番 谷 口 武 彦 君
 10 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

3番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田日出夫です。通告書に従いまして、二つの質問をさせていただきます。

まず最初に、訓子府高等学校の存続について、町長と教育長にお伺いをいたします。

訓子府高等学校は、開校以来、地域の社会経済などを支える人材を多く送り出してきました。

しかし、北海道教育委員会は、入学者数が少ない状況が続く高校を廃止する計画をもっています。

大切な地元高校の存続に向けた町の取り組みについて伺います。

1、訓子府高等学校の存在意義および北海道教育委員会の道立高校配置計画に対する認識について。

2、中学卒業生と父母の心に響く「教育内容の魅力化づくり」に対する町の連携支援について。

3、通学困難の緩和に向けた新しい対策について。

4、存続に向け町ぐるみで行うべき対策について。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「訓子府高等学校の存続について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「訓子府高等学校の存在意義および北海道教育委員会の道立高校配置計画に対する認識」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校の歴史は、昭和23年に現北見北斗高校の分校として創立し、昭和27年には町立訓子府高校として独立、その後、昭和51年からは道立に移管され、開校以来73年の伝統と歴史のある高校であります。

この間3,700人余りの卒業生が巣立ち、社会を担う人材を地元はもとより道内外に輩出するなど人材育成の拠点となっております。

近年の少子化による中学校卒業生数の大幅な減少や進学先の多様化、私立高校の男女共学化などから、年々生徒数が減少するなど高校を取り巻く環境が厳しさを増す中で、本町にとって訓子府高校がなくなる事態は、重要な教育文化資源を失うこと、購買力の低下な

どの経済的損失、過疎化の進行、教育環境への大きな影響などが懸念されます。本町にとって訓子府高校は地域振興・活性化に大きな役割を果たし、次代を担う人材育成や子どもたちの学びの場の確保、多様な教育の充実のためにはなくてはならない教育機関であります。

道立高校の配置計画は、平成30年度に策定された「これからの高校づくりの指針」に基づき「公立高等学校配置計画」の3年間の募集人員の調整や学校の再編など具体的な配置計画を示すものとして、毎年度策定されているものです。

学校規模により募集人員の調整や学校の再編などの目安となる要件や人数が異なり、1学年2学級以下の訓子府高校のような小規模校などでは、中学校卒業者数の状況、定員に対する欠員の状況、地元からの進学率などを総合的に勘案して再編整備を図るものとされております。

これまでの「公立高等学校配置計画」では、財政面に依拠した合理的な再編などが否めなく、人口減少社会への対応や地方創生の観点から地域の教育機能を確保することは重要であり、広域分散型の北海道においては、それぞれの地域事情や役割、地域と連携した取り組み、高校配置が地域に与える影響などを十分に勘案しながら、人数だけの再編になることなく適切な高校配置計画となるべきと考えております。

2点目に「中学校卒業生と父母の心に響く『教育内容の魅力づくり』に対する町の連携支援」についてのお尋ねがございました。

これまでの訓子府高校の振興策として「通学費助成・入学支援・検定資格取得支援・給食の提供」などの9つの支援を行い、生徒や保護者などから大変喜ばれており、その効果で30人前後の入学者を確保してまいりました。

しかし、近年は中学区での公立高校の定員割れによる間口の広がりや生徒の高校を選択するニーズの多様化、高校授業料無償化などにより主に経済的な9つの支援の魅力が薄れてきたと考えているところです。

また、現在、生徒などが高校進学を選択する理由として、高校卒業後の進学・就職の選択肢が広がること、部活動、自宅からの通学圏にあることなどがポイントして挙げられます。

このような状況やニーズを踏まえ、生徒や保護者が興味・関心を持ち「行ってみたい」「行って良かった」と思えるように、本町の文化などの地域資源や人材を活用しながら、高校・地域・町とが連携を図り、訓子府高校の価値や独自性を高め、他の高校と差別化を図るとともに「経済面での支援」「学習面の支援」「学校環境面での支援」「地域との連携面での支援」など多角的な支援を行いながら、生徒や保護者の心に響く魅力的で持続可能な高校づくりの取り組みに努めてまいります。

3点目に「通学困難の緩和に向けた新しい対策」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校への通学は、町内の生徒は徒歩か徒歩圏外は町のスクールバス利用により通学しており、町外の北見市内の生徒はほとんどが北見バスターミナルから路線バスを利用して通学しております。

訓子府高校に入学する北見市内出身別中学校の入学状況を見ますと、これまでの実績では北見市から訓子府町方面の路線バス沿いの中学校や北見バスターミナルの徒歩圏内の中学校の入学者が多く、北見バスターミナルから遠い学区の中学校は公共交通機関の乗り換

えが必要であり、特に北見市西側の中学校の入学者が少ない状況となっております。

訓子府高校への通学困難区域などからの生徒や保護者、学校関係者などからは「通学バス運行」の強い要望があり、少子化で中学校卒業生数が減少する中で、次年度以降の訓子府高校の安定的入学者の確保のためには効果的な支援であり、通学困難の緩和に向けた通学バスの運行について検討を進めているところですのでご理解をお願いします。

4点目に「存続に向け町ぐるみで行うべき対策」についてのお尋ねがございました。

前段申し上げたとおり本町における地方創生の取り組みを進める上では、訓子府高校はまちの人材育成や地域課題の解決など、本町のまちづくりにとっての一翼を担うなど、極めて重要であり、なくてはならない教育機関であります。

「1自治体1高校」の考えのもとで訓子府高校の魅力や特色ある学校づくりを多くの方々に広めるとともに地域にとっての存在価値を改めて認識し、学校応援団としての「訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会」をはじめ、町民・学校関係者・各団体などが一体となり、オール訓子府で訓子府高校の振興に取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 丁寧な答弁ありがとうございます。少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の、存在意義、道教委の配置計画に対する認識ということでは、非常に丁寧に分析されて、私の認識とほぼ、ほとんど変わらないと思います。また、多くの町内の皆さんも大事な地元の高校だという認識であろうかと思います。道教委の配置計画については、やはり合理化といいますか、コスト重視といいますか、効率重視といいますか、これが果たして本当の教育を追求する高校教育の計画なのかと私は日頃から疑問をもってきておりますけども、もう少し考えてみると、生徒ご本人、それとご家族の皆さん、その人たちの人生というか、進路、人生がかかっていると思うんですね。昨今の訓高の素晴らしい発展ぶりを知ったら、なかなかもっと大事にすべきだなということがわかってもらえと思うんだけど、それと地域貢献のことはもう長い間、訓高卒業されてもう我々同年配以上の方も含めて、もう本当に地域を地域産業も含めて支えていただいております。だから、これを何とか残すという観点が大事だと思うんですね。何とかというか、何が何でも。それで、町の決意というかね、まず一番最初にズバリ聞きますけども、訓子府高校を存続させるという決意を短い言葉でお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段ご質問にお答えしたように訓子府高校は町にとってまちづくりの一翼を担っているという部分と地域貢献を含めた中では非常に重要な教育機関だと思いますので、なくてはならない教育機関ということで、魅力ある高校づくり続けていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 最初に結論を聞かせていただいたのは、ちょっと意味があって、それを実現するためにはどうしたらいいかということのをこれから少しずつお伺いしてい

たいなと思います。

教育長非常に一つ目の答弁、全体も通じて、今の答弁も含めて、熱意はちゃんと質問者に伝わってきているし、まったく150%賛同するものであります。

それで、近くの留辺蘂高校はご存じのように残念なことに3年間入学者が数がなかなか揃わないで道教委もさすがに努力されている地域を見て、今年度の募集は停止はやめてきました。でもやっぱり11人だったかな、入学者が規定の20人の約半分ということで、ついに令和5年度募集停止、7年度閉校という方針がもう結論が出されてしまいました。非常に残念ですけれども、市内高校です留辺蘂高校は。訓子府は教育長が言われているように1自治体1高校の大事な高校でありますから、一緒にする訳にはいかない。非常にそういう強い思いで臨む必要があると思います。それで、今、強い決意が述べられましたんで、そして答弁の中で新しい方策も含めて対応されるということですので、二つ目の小項目に入っていきたいなと思います。

教育の魅力化については、昨日の西山さんの質問にもありましたように、訓子府高校は非常に町と連携しながら頑張っていると思います。そのことはよく私たちはわかっているつもりです。ただ、来年、再来年の数字がやっぱり物言ってくる世界でもありますんで、急ぎながら具体的な対策を考えなきゃならない。そこで私がチラチラ思ってきたことが、魅力化についてですね、あるんで、ちょっと披歴したいと思うんですけども、短期間で思いきった対策も必要だと思いますが、一言で言えば、武蔵野美術大学連携プロジェクトという感じなんです。言葉はいつでもいいんですけども。武蔵野美大はご存じのようにアート・タウン・プロジェクトの相手方、パートナーであります。非常に町と大学はウインウィンというか、ギブアンドテイクというか、よくわかりませんが、いい関係にあって、事業も進捗してます。それで、この勝手に言っている武蔵野美大連携プロジェクトの小項目の一つとしては、アート・タウン・プロジェクトに訓高と一緒にあって、美大とですよ、町と一緒にあった活動をできないか。一部してますけどね、ポスターの制作なんかで。もっともっと連携を深めて活動を深めて近い将来作品群をね、町の施設とかレク公園に、それとか街角にということが一つ。今までの良好な関係と、今、私が言ったことも加えた上に、今度は訓高から武蔵野美大への進学ルートを開発できないかということでもあります。武蔵野美大は多種多様な入学、入試形態を持っておりまして、一般入試のほかに、記憶では三つの変った入試されてたと思います。高校推薦とかですね、それとか時間に制限のない総合型入試だとか、三つ、推薦型の入試をやっておりますので、来春ということはなかなかもう期間が大変ですけどもね。培ってきた、またこれから開拓しようとする、何て言うんですか、成果をもって、演説力のある町長がですね、美大の学長に会うとか、ぜひやっぱりそういう、ちょっと「えっ」っていう大風呂敷という感じもしない訳ではないかもしれませんが、そのようなもう外に向かって思いきった取り組みも必要でないかと思います。そうすると訓高からもちろん大学進学の課題も今ある訳ですけども、その点だとか、教職の資格の点だとか、場合によっては、美術関係、いろんな発信関係の業界に就職できるとか、いろんなことを楽しみ夢が広がりますんでね、そのようなことはできないかなと。町での魅力化も大事ですけども、外につながる魅力化のちょっと大胆な取り組みはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 生徒が高校を選ぶ選択の中に、やっぱりその学校に行ってしまうようなことを学習や活動ができるのかというのが一番やっぱり特徴的な部分で、それで他の普通科高校と同じような内容であれば、なかなか選択肢の中が今の環境の中では狭まってきているというのが現状であります。その中で教育委員会と高校とも連携図りながら、やはり他の高校にない、現代的な生徒たちが望むものというのは何かというところで、芸術というのかデザイン力というのか、そこで自己表現力やコミュニケーションを高めながら社会的な力を備えるというところに着目しながら、今、美大とのいろいろな連携を図っているところであります。その中で道立高校ですので、教育課程の中にそのことを入れてくというのはなかなか難しい面も現状としてはあります。ただし、国の方も新しい高校というところで普通科の再編を進める中で特色ある学校づくりを進めるというところで次年度以降も含めた中で、そういうところを教育課程の中に含めながらやることも進めるような形にもというふうに聞いてますので、そこは高校と一緒にやろうというふうに今、考えているところで、それで実際今年から教育課程ではなかなか難しいんですけど、事例としては、朝学習の時に美大とオンラインでつないで、生徒さんの作品を送っていただいて、そこを朝鑑賞して、そこで自分たちのイメージやそれと高めるとか、それとかポスターづくりをしながら、その中での表現力を高めるような取り組みもしております。山田議員おっしゃるように、やっぱりそういう特色を出していくことが魅力づくりにつながるというふうに私も思ってます。それと武蔵美大のネームバリューというんですかね、実際、中学校も私、訪問している中では、そういう今の取り組みを説明している中で、美大とこう進学できるのかって、実際上はそういう話も聞いたりするんですけど、美大ですから、なかなか学力よりはどちらかといえば技術力にあれば大きい部分で、その力があるかどうかというところが一番やっぱり問われる部分だと思いますんで、それらも含めた中で総合的に考えながら、町の教育資源を生かしながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 美大とのジョイントはもう既に進んでいるの知ってますし、これから進めたいということでもありますから、どんどんやっていただきたいし、やがてそれが町民を巻き込んで町民の目に触れるいろんな結果として表れることが、子どもたちの成長にも町民への恩恵という点でも、いろんな広がりが出てくるので、ぜひ一つ目のことについては、どんどんやってもらいたいと思います。

入試はちょっとビックリするような話かと思われると思いますけども、教育長言われたように、いろんな入試形態があって、時間で制限される一般入試と違って、やっぱり美術、芸術という点でいろんな門戸が用意されているようです。それで当然、絵だとかデッサン力だとか表現力だとかというテストはあります推薦でもね、あります。私もいろんな中身を見ましたが、賛否両論なんですよ美術というのはね。だから訓高の四十四、五名いる子どもたちの十数名がもう美術部で私も現職の時、学校を訪問した時に学校内にいろんな絵が飾られてて、目を豊かにさせてもらったこともあるし、入試といいながら、いろいろありますので、チャレンジする値は私はあると思います。それも5人も10人も引き受けてくれ、推薦認めてくれなんてことには絶対なりませんからね。最後は校長が、大学が認めたらの話ですけども、1名か2名かわかりませんが、学科も学部もすごくあります

から。10できませんからね。私はこのせっかくの美大との縁をやっぱりそこまで昇華させていく熱意というか、ファイトがあってもいいんでないかな。道立高校といいながらですね、政治の側面もありますからね。時間がないんで、町長の答弁聞きたいけども、ちょっと遠慮しときますけども、ぜひ令和4年の数字も気になりますけども、配置計画は連続したから次、連続、人数が20人割ったから次の年ということでもなさそうですので、私はそう思ってみてますので、留辺の例も含めて。魅力化の一定のスパンの中で早めに、この大学入試の推薦入試のこともちょっと検討いただきたいなとお話して次に移りたいと思います。

通学困難の足の確保、積極的な答弁があったと思います。全員協議会でも事前に粗々のね、概要の話はあって、ほ一とあって、あらためて議場でお尋ねしようかなと思っておりました。通学バスという表現になってますけども、範囲とどのような運営体になるか、もう簡単に範囲と運営体、今の考えている、大雑把な経費ということもあるかもしれないけど、手短かにお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、訓子府高校の足の確保ということでのご質問がございました。範囲ということですが、今のところ、現在、北見市内の中学校卒業生の訓子府高校の通学の状況考えますと、西側の地域からの通学が非常に少なくなっております。訓子府からは近いんですけど遠いという、そういう地域に向けて今、検討をしているところです。小型の車、ないし中型のバスをですね、もってこう1時間程度、だいたい50kmぐらいかなと考えておりますが、その辺で1日、朝夕か、もしくは朝夕、部活バスというようなことでの今、検討をしています。金額については、なかなかこう陸運局との関係もございまして、経費のことについてはいろいろ見積もりを取りながらですね、検討しているところですので、はっきりと数字は言えないところは大変申し訳ございませんが、そのようなことで今、検討しているところです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 西側というと留辺蘂から東相内ぐらいかなと思って聞かせてもらいましたが、多少の違いはあっても、おそらくそういうことなのでしょう。それと小型バスということですから、一定のキャパシティある2桁乗れるんだろうなという印象を持っていて、見積もりという言葉がありましたから民営、民間活用だろうと思いました。金額はね、確かにまだということでもあります。非常に積極的で、私は歓迎しますというか賛成しますけども、なぜかと言うと存在意義があり配置計画に賛同しないというかできない思いがあり、子どもたちを教育の大切さ、未来とかがってということからいったら積極政策を私はすべきだと思うし大賛成であります。

ただ、ちょっと心配なこともあるんで、確認だけはしておきたい。私が心配するんでなくて、心配する人がいると思う。平等性の問題。これ絶対おっしゃる方はおられると思います。多分少数でないかもしれない、へたしたら。あちこちの学校に通学されてますから、その平等性を問う声があるかもしれない。それとあまり教育でコストパフォーマンスなんて言葉は私は絶対使いたくないもんなんだけと言う人もいる。ある人は金額を人数で割る人もいるかもしれない。私はどちらにも賛成しませんけども、そういうご意見をお持ちの方にどのように理解を求めるか、何て言うんですか、コアな部分だけで結構ですが、お願

いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに平等性の問題は訓子府町から北見市に通学されてる方と今うちが検討している中での訓子府高校生の今言ったように市外との関係性というところは、やはりその辺のとこの平等性を保つためにはどうしていくかというのが非常に大きな課題の中で、その中では利用者負担というのが、やっぱり出てくると思うんで、それらの方も含めた中で、そういう平等性を確保してくということ、確かにコストパフォーマンスもあるんですけど、訓子府高校振興というか、魅力化というか、存続ということコストパフォーマンスのはかりをかけた時にどうだということもあると思いますので、それらを含めながら総合的に検討していかなければならないというふうに私は考えています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 今の答弁は私が期待していたものと寸分たがわない答弁だったと思って、ちょっと個人的には安心しました。ぜひ、そのように対応を進めていただきたいと思います。

次に、存続に向けて町ぐるみで行うべき対策に関わって、ちょっとお聞きしますけども、訓高の良さっていうのは知っている人は知ってるし、知らない人はあまり知らないという、ここが一つの大問題なんですね。成果もあげていると。このことを町民はもちろんですけども、特に訓子府中学生といったらいいのかな、その保護者、またはちょっと幅を広げて北見中学区の子どもたち、先生方に、教育長は一生懸命やっているのは僕知ってます。知ってますけども、ちょっと角度を変えて、今の若者ですからね、インターネットとかSNSだとかを媒体に、紙だけ、紙媒体だけでなく、良さを発信、魅力を発信すべきだと思うんですよね、いやその方が絶対効果的だと思う。それで、そこには訓高生の生の声が絶対入ってなかったら駄目だと思うんですよね。それで、これ訓高の活動を私どもや町がやんやんやんやって直接的に言う訳にはいかないんで、魅力化の会議でですね、推進することになろうかなと思うんですけども、デジタル媒体を使って町民に、広く町民も含めて訓高の魅力を発信する手段を考えるべきでないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 現代的な部分でいえば、そういうネットとか、そういうSNSの活用したっていうところでは非常に大事なことで、それとやっぱ訓高生の生の声を発信していくということも重要だ。それと何よりもやっぱ訓子府高校を知ってもらうために、どうやっぱ、例えばアクセスするにしても、そこにどう、極端に言ったら訓子府高校に関心がない人はなかなかそこに實際上情報を取りにいかないというところで、どうそれを向けるというところが一番大事な部分ではないかというふうに私自身は思っているところで、その中で今年、先ほどお話している武蔵野美大と協力しながら生徒自らが美術部の生徒なんですけど、が体験を元にインパクトのあるポスターづくりというのをやってまして、その中から例えばQRコードを今のところですね、QRコードをかざせば、そこからネットの方につながって、そこで生徒さんの声が聞けるというような、そういう取り組みもしながら、それと今年は通学圏域というかの生徒さん中学校3年生にリーフレットというかポスターを配布しながら、そこをいろんな部分で保護者も含めた目に届きやすいようなことを今、取り組むというふうに考えているところです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） そのような積極的な対応をですね、半歩、一步、デジタル媒体の方へ、そして訓高の幅広い、いろんな少人数教育から子どもたちがいろいろ主役というか中心になって活動しているような日々の活動内容ですね、授業内容を含めて、幅広いものを急にはできないと思いますけども、学校と相談しながらやっていただきたいなど。一歩進めていただきたいなどと思いながら、最後の質問に移ります。

町ぐるみでということでありますから、訓子府高校の良さはもちろんですけども、地域における学校の果たしている役割、特に訓子府高校はいろんな役割していると私は思っています昔から。これをですね、いわゆる正論です。訓子府高校存続のための正論。これを町ぐるみの力を使って北海道教育委員会に一度は届けてもらいたい。陳情という言葉はあまり好きではありませんけども訴えてもらいたい。町長はね、よくいろんな場面で教育委員会に行かれたり、この間の移動政調会でも発言されたということは存じ上げてますけども、ストレートに道教委に町長を筆頭に正論を届ける取り組みはぜひ必要だと思いますが、町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回の山田議員の質問は、まったく理にかなって、私も同感する部分が大変多い中身でございます。

一つは7月9日に北海道公民館協会の高校魅力化のありようについて、首長会議がありまして、道教委の教育長以下、高校配置の幹部、これらについて、訓子府高校のコミュニティ・スクールやくんねっぷ学の、これらについてかなりアピールしてまいりました。ぜひ、この努力をちゃんと見つめてほしいし、学んでほしいということも言ってまいりましたので、これはさらに日常的にも寄った時には、こういう話をさせてもらってます。

2点目です。先般、9月11日の自民党政調会で私は9月7日の留辺蘂高校募集停止、機械的な決め方に落胆という、この記事を自民党の皆さんにご紹介申し上げました。その中で私は高校存置の問題で町村長として言っていることは、北海道教育総合会議というのが知事を筆頭にしているはずだと。これに高校配置の適切なあり方、例えば養護学校、支援学校については管内ない訳です。十勝は多い。こういった不合理も含めてですね、やっぱり道教委はあらためて北海道と一緒に理想とするものを町村会や市長会等々も協議しながらはつきり打ち出すべきではないのかと。留辺蘂高校の問題にだったら、例えば北見の高校に通えない子どもたちの通学をどうやって道教委は保障するんだと。ここをちゃんと討議しなきゃ駄目じゃないですかって話もしてあります。それは例えば極端な話言うけれども、私どもでバスを出したら全額道教委がその足の確保についての費用をみるかっていうぐらいのことまで私は道教委に言って自民党にも言わせていただきましたので、これは北見市教委も含めてですね、やっぱり北海道教育委員会が考えていかなきゃならない問題だなというのが2点目です。

それから、3点目です。10月14日に訓子府高校の子どもたちが町長の話を知りたいということで、私は講演に出かけます。昨日、西山さんのアンケートの素材を十分受け止めながら、子どもたちの声をさらに聞き、そして私は次のステップを踏んでいかなきゃならないと思います。

教育長には大変申し訳ないんですけども、道教委に行って、訓子府高校がこういうこと

を今、取り組んでいるんだということをきちんとってほしいと。その間に募集停止をしてはならないということをちゃんと伝えてくれと。俺はもちろん伝えるよと。

もう1点。武蔵野美大の子どもたちが訓子府高校が推薦枠の中に入れるような努力も教育長ね、そろそろやらなきゃ駄目だよということも申し上げていますので、これは私がやるか教育長がやるかわかりませんが、今コロナ禍ですから、旅費の問題なんて言ってもらえない状況だと私は思っていますんで、教育委員会ともども私どもも山田議員の意見も参照にしながら前へ一歩も二歩も進めていかなきゃならない状況だと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） やっぱり町長に聞いてよかったなと思いました。教育長が駄目だというんじゃないですよ、教育長は素晴らしい答弁されてますから、そういう意味じゃありません。ぜひ、町と教育委員会と高校と父兄と場合によっては町内の各界の力を結集して高校存続に、我々ももちろん協力します。やっていただけるんだなという意を強くしました。

時間がございませんので、訓高の質問はここにとどめまして、二つ目に入ります。

町内若年層への新型コロナウイルスワクチン接種などについて。

新型コロナウイルスのデルタ株が若年層に拡大する厳しい現状を受けて、ワクチン接種の一層の推進の必要を感じますので、若年層への接種などについて伺います。

1、小・中・高校生および10代から40代までの年代ごとの接種の現状と課題について、伺います。

2、同感染症や接種の正しい知識を児童生徒に教えてきた経過および若年層に拡散している「ワクチンのデマ情報」を正す取り組みについて、伺います。

町長と教育長に伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、早口で答弁させていただきます。

ただいま「若年層への新型コロナワクチン接種について」2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

まず1点目「小・中・高校生および10代から40代までの年代ごとの接種の現状と課題について」のお尋ねがございました。

新型コロナワクチンの接種状況は、9月7日時点で、1回目の接種を終えた方は、12歳から15歳までで49%、16歳から19歳で69%、20代で74%、30代で84%、40代では85%となっております。町の集団接種は今年27日で終了しますが、今後、町外で住所地外接種をしている方が若い世代に多いことから、接種率は上がると思われます。

今後の課題といたしましては、町が保有するワクチンの使用期限が11月末のため、集団接種を9月27日で終了することになり、10月以降ワクチン接種を希望される方への対応ということになりますが、現在、医療機関や北見市と近隣4町での広域で接種ができる体制づくりについて協議を進めているところであります。

また、若年層ではワクチンや接種に伴う副反応などについて不安を抱えている方も多いと思われますので、町ホームページ等を活用しながら正しい情報の提供に努めてまいりま

す。

2点目に「新型コロナ感染症や接種の正しい知識を児童生徒に教えてきた経過および若年層に拡散している『ワクチンのデマ情報』を正す取り組みについて」のお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中、全国的に新規感染者が急速に増加し、特に10代以下の子どもたちへの感染が広がっております。基本的な感染予防対策は、変異株であるデルタ株であっても、3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており、衛生管理マニュアルの内容に従い感染対策を行いながら、各学校において日々児童生徒へ感染対策についての正しい知識を伝えております。また、全国的に子どもたちの家庭内での感染が増加していることから、保護者へは学校からの文書や道教委作成のリーフレットを配布するなどして、各家庭にも感染予防対策について協力を呼びかけているところでございます。

接種対象の児童生徒には接種券送付時に、ワクチン説明書、ワクチン接種に関する相談先を周知しているところでございます。

また、若年層に拡散している「ワクチンのデマ情報」を正す取り組みについてですが、ワクチン接種に関してSNS上で科学的根拠のない誤った情報が拡散し、若年層の接種控えにつながっているといったことが言われておりますが、ワクチンの有効性、安全性などの詳しい情報については、厚生労働省や首相官邸ワクチン特設ページ、コロナワクチンナビなどQRコードから確認できるよう、接種券送付時にワクチン接種のお知らせの文書や町のホームページ上でお知らせしているところでございます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。5分です。

○3番（山田日出夫君） 時間があまりないんで急ぎたいと思います。学校ではいろいろな対応がされているということで安心もしておりますけども、小中学校では授業、ホームルーム、校内放送など、あらゆる場面で折に触れてというか定期的にというと、私は定期的にすべきだと思いますけども、そのようなことはされているということで理解してよろしいですか。早くお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） そのようなご理解でよろしいかと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 安心しました。ぜひ、引き続き、対応をお願いします。

次、保護者というか、小中児童生徒の保護者、いわゆる家庭ですね、家庭に対しての情報も必要だと思います。これは町がやるのか教育委員会がやるのか、私はちょっとわかりませんが、いずれがやってもいいと思いますけども、そうすることによって、学校ではされていると。親御さんにも情報は伝わると。それで家庭の中での注意につながっていくということでもあります。今、心配されているのは学校で感染して家庭に持ち込む、家庭でうつったものを学校へ持ち込むという悪循環であります。家庭に対しては、されているのは知っているんですけども、今後一層するという、続けるということも含めてお答えをいただければありがたいです。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 適宜、文書等、それから最近ですといろいろデルタ株の関係がありますので、例えば家族や本人ももちろんのこと、風邪症状がある場合は必ず欠席をしてくださいと。それは出席停止になりますよということをあらためて直近でも文書を出しているところです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 最後の質問になろうかと思います。

デマ情報、これは結構、デジタル情報のもんだから、都市部、田舎全然関係なくて、こののどかな愛すべき田舎の若い方にも結構浸透しているようです。それが親御さんであったら、今度その影響がお子さんへの接種をちょっと見送るみたいなことがちょっと起きているように私は耳に挟んでおります。そして受診率を見ても小中学生はやっぱり低いんですね。これはね、はっきり言ってデマ情報が原因だと私は思っているんですよ、主なものは。不理解につながるということですね、されていると思いますけども、ここにちょっと力点を置いてほしいなという思いもありますけども、デマ情報対策を私は町の仕事だと。もう仕事はどんどん広がっていく。お気の毒なんですけども、と思いますんで、個人の問題だということじゃなくて、ぜひお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。1分です。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） はい。デマ情報というか誤った科学的根拠のない情報で接種を控えてしまうという方もいらっしゃると思うので、今後とも厚労省から出てくる情報が一番、今、正しい情報として受け止めていますので、いろんな媒体を活用しながら周知を図っていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ぜひ、積極的にお願いします。私はなぜこのことにこだわるかというといけない子どもたち、そしてまだまだ子育てに苦労されているお父さん、お母さん。この世代がこの悪影響を受けるとですね、この先、何十年かの未来にわたって、将来にわたってしばられるんですよねデマ情報に。それを心配しております。役場の仕事はどんどん厳しい中増えていって大変だと思いますけども、ぜひ職員の皆さんにおかれては町民を守っていただくという一義においてご奮闘されることをまた重ねてお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第43号、議案第44号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第43号、議案第44号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、議案第43号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。6ページ、6目、区分10の住民活動費の需用費、地域集会所等維持管理事業の33万についてお尋ねいたします。住民集会所の火災報知器が落雷により損傷を受けて修繕費ということですが、これは他の地域集会所においても同じようなことが起きるのかなと思うんですが、この詳細について、もう少し教えていただきたいと思います。

それからその下、一番下になります。企画費、8目の企画費の地域振興事業、負担金、補助及び交付金188万です。空き家活用定住対策補助金の具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 6ページの2款、1項、6目、住民活動費の地域集会所等の維持管理事業の修繕費ですけれども、集会所、末広地域集会所ですけれども、落雷により火災警報器が壊れて復旧したものでございます。他の地域の集会所については点検した結果、異状がないということでのこの1件ということでございます。

それから、同じ款項の8目、企画費の負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金ですけれども、この内訳というか増えている部分なんですけれども、まず令和2年度、昨年度分で予算上げる部分については、少し時期早いですので、最終の確定ではない部分であげてますので、予測であげてますので、まず令和2年度分で確定分が20万4千円増となるということでございます。それから令和3年度、今現在ですけれども、既に2件きてまして、今後はもう今、空き家バンク登録と需要というかが多くなってきましたので、今後の見込みを10件みて、その分で合わせて167万6千円の増で、合わせて188万円を追加補正として提案させていただいております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。1点だけ質問させていただきたいんですが、8ページ、農林水産業費の林業費に関することですが、前段の説明の中でも、いわゆる負担金、補助及び交付金の4万5千円、森林作業員就業条件整備事業負担金ということで補正出されておりますが、このことについては、確か予算の議会というか、その時で内容について、いわゆる森林作業就業条件整備という中身については説明受けたような記憶があるんですが、今一度その内容の説明ともう一つ、5名から7名に2名増えたと。その要因というか、背景というか、増えることはもう非常にいいことだとは思ってはいるんですが、こういうどういうことで2名増えたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、工藤議員からお尋ねのあった6款、2項、1目の林業総務費、森林作業員就業条件整備事業負担金についての、まずは内容のご質問でした。こちらについては、森林作業員の就労の長期化、通年化につなげていくため、年間140

日以上を林業で働いた森林作業員に作業員ご自身、事業主、市町村および道、この4者が一定の掛け金を負担して、その方が働く就労日数に応じて、その奨励金を年末に支給するものであります。4者で負担するということで、一つ一例を言いますと250日働いた場合、作業員と事業主は80円ずつ1日の単価を積みます。市町村と北海道は100円ずつ1日の単価を積みます。奨励金は合計で1日当たり360円となりまして、働いた日数を掛けて、その方に年末に交付するというような中身でありまして、そういった制度となっております。これにつきましては、予算算定時にも、もちろん訓子府で何名が従事するというような数字を把握してやっておりますけれども、令和3年4月に、毎年ですけれども、追加申請ということで事業体からあがっております。それで事業体から訓子府で働く人で新たに2人追加がありましたということで、私どもに市町村負担金もそれに基づいて増額となりますよということで通知がなされたのが6月の15日となっておりますので、今回、議会に提案させていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。4ページの道支出金、2項の4目、農林水産業費道補助金の中の地域づくり総合交付金、これは町営牧場の分なのか、ホクレン模範牧場の分なのか、それからその中身がほ梓場の助成となっておりますが、これ新設なのか修理なのか増設なのかお聞きします。

もう1点は、8ページの農林水産業費、農業費の3目、農業振興費の中の農業経営確立事業の鹿柵の部分になりますが、これ確か補助を受けて鹿柵をやっていると思うんですが、これ道営のケトナイ川の修繕だと思いますが、具体的な場所だとか長さがわかれば、また、これ1回補助受けても再度やれるものかどうかお聞きいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 最初に西森議員からお尋ねがありました15款、2項、4目、農林水産業費、道補助金の地域づくり総合交付金230万、これにつきましては、町営牧場なのかホクレンなのかとおっしゃいましたけれども、町営牧場でございます。その中身は連動スタンションといいまして、牛をつかまえるための捕縛柵を整備するものでありまして、これは新設となります。今までそういった捕縛柵はなかったので労務の効率化のためにそれを整備したというようなことでございます。

続きまして、8ページ、6款、1項、3目、農業振興費の鹿柵維持管理組合負担金でございます。こちらにつきましては、具体的な場所をと。開盛のケトナイ川の河川敷のところですね、こちらが道道がから上がっていきまして、開盛に入りまして2か所目の橋ぐらゐに場所はなってきます。こちらの長さにして97.5mを1回移設しまして、そこに元通りって訳じゃないんですけども、河川でケトナイ川の整備のために道路とかをいろいろとりながら、それをまた移設するというような中身になっております。これにつきましては、以前、平成16年ぐらいに中山間地域整備事業でやった補助事業の対象とはなってきませんので、基本的に移設というのは町の持ち出しとなってくるので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。9ページの体育施設費、温水プール維持管理事業についてなんですが、ボイラー更新事業ということで今回予算がついておりますが、かなり大きな金額だと思うんですが、今回、5ページの地域づくり総合交付金ということで1,100万円の補助が出ていると思うんですが、これ補助がついたから今回やろうと思ったか。最初から計画があったのか、それとも今回点検をして不備が出たので更新をするのか。また今後こういうプールについては、さまざまな不都合が出てくるのかなと思うんですが、こういう地域振興補助金をまたいただくことができ、更新などの整備ができるのかをお伺いします。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、教育費、6項、保健体育施設費の温水プール維持管理事業でのボイラー更新についてのご質問がございました。

まず、ボイラーの更新につきましてはですね、毎年、定期点検を行っていますが、ここ近年ですね、ボイラー内部、特に、炉心と言われる心臓部なんですけども、その損傷が著しくなっているということの指摘を受けております。そこでですね、本来ですと、今年度、当初予算という計画というか、それも立てておりましたが、財源の問題、経費が高い、事業費が大きいということもありまして、財源の部分でちょっと模索をしておりまして、そこで今回、地域づくり総合交付金の補助の内定といいますか見込みが立ったということもありまして、年度途中ではございますが、このように補正をさせていただくということで提案させていただいております。

また、このプールにつきましては、オープンしてもう26年経過しております。ですので、このボイラーの更新に限らずですね、修繕箇所といいますか、更新、外壁等ですね、それぞれの部分が必要になってくると思われます。ですので、これらの補助につきましてはですね、それらの事業に該当するかメニューを探しながらも適切な維持、修繕に当たっていきたくというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今の保健体育費のプールの件ですが、今回はボイラーということですが、同じように26年経過した中の配管とか、そういうこともかなり劣化してるんじゃないかと思いますが、それは今これから先ほど答弁の中で計画的にあってありますが、今回、配管については一切触れてないということですね。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、温水プールのボイラー、またほかの設備という部分でのご質問でございましたが、今回のボイラー更新の工事につきましては、ボイラー本体の部分、また、付随する配管のエンドといいますかね、それらのやつの取り外し、つなぎ直し、電気の配線、また産業廃棄物の処理ということを見込んでいます。今、ご質問にありました配管の部分につきましてはですね、年次的な修繕、改修という中で計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第43号の質疑を終了いたします。
次に、議案第44号の質疑を許します。議案書12ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第44号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
まず、各案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第43号、議案第44号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第43号、議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、議案第43号、議案第44号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号

○議長(須河 徹君) これより、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。
最初に議案第45号の質疑を行います。議案書17ページ。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第45号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号の質疑を行います。議案書１９ページ。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４６号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４７号の質疑を行います。議案書２３ページ。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号の質疑を行います。議案書２５ページ。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号の質疑を行います。議案書２７ページです。１人３回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第１、議案第５１号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書５４ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第５１号の説明になります。議案書の５４ページをお開きください。

それでは、議案第５１号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）について提案をいたします。

令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）については、次に定めるものとし、第１条では、歳入歳出それぞれ４９１万円を追加し、歳入歳出それぞれ５２億５，８７２万４千円としております。

第２項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次のページにあります第１表 歳入歳出補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど５６ページの事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

それでは、５６ページの事項別明細書になります。下の表の歳出の方から先に説明させていただきます。

２款、１項、４目、公有林管理費の事業区分、町有林整備事業の補助の委託料では、新植や下刈りなどの事業額が確定したことによる事業費の整理と当初予定していた搬出間伐の実施箇所の変更に伴いまして、伐採材積が５７５ｍ³増え、事業費も増えたことから２８３万２千円の追加。

続きまして、その下の町有林整備事業の単独では、皆伐による伐採材積が当初見込量より６１４ｍ³増えたことに伴い事業費が増えたことから２０７万８千円の追加。

次に、上の表の歳入になります。

一番上の表の１６款、２項、１目、生産物売払収入では、町有林の皆伐と間伐事業の生産素材の材積が合わせまして１、１８９㎥増えたことに伴い、生産物売払収入７４５万円の追加。

その下の表の１８款、１項、１目、財政調整基金繰入金では、予算調整として財政調整基金繰入金２５４万円の減ということになっております。

最後に、別に配布の資料１の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますけれども、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から４行目にありますように３５億８，９２９万２千円となっております。

資料２につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い内容が変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） これより、質疑を行います。１人３回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５１号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第１号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第１８、請願第１号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。

工藤弘喜君。

○９番（工藤弘喜君） ９番、工藤です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって説明にかえたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

紹介議員

訓子府町議会議員 工 藤 弘 喜

請願者 北海道医療労働組合連合会

執行委員長 鈴木 緑

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議をいただき、ご採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本請願は会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、山田日出夫君ほか4名から意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書、同じく、山田日出夫君ほか4名から意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書、同じく、山田日出夫君ほか4名から意見書案第4号 消費税インボイス制度の実施中止を求める要望意見書および谷口武彦君ほか4名から意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、同じく、谷口武彦君ほか4名から意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6とし、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号、

意見書案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書配布の関係から暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時 7分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第2号

○議長（須河 徹君） これより、追加日程第2、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 意見書案第2号。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 山 田 日出夫

〃 仁 木 義 人

〃 余 湖 龍 三

〃 西 森 信 夫

〃 西 山 由美子

意見書案の内容につきましては、お手元の意見書を朗読させていただき、説明にかえさせていただきますと思います。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。ご審議の上、ご採択されますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長(須河 徹君) 次に、追加日程第3、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山田日出夫君。

○3番(山田日出夫君) 意見書案第3号をおはかりいたします。

コロナ禍による新しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 山田 日出夫

〃 仁木 義人

〃 余湖 龍三

〃 西森 信夫

〃 西山 由美子

同意見書の説明につきましては、朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

経済産業大臣様

内閣官房長官様

経済再生担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第３号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第３号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第４号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第４、意見書案第４号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君） 意見書案第４号

消費税インボイス制度の実施中止を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により別紙のとおり提出する。

令和３年９月１６日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 山 田 日出夫

〃 仁 木 義 人

〃 余 湖 龍 三

〃 西 森 信 夫

〃 西 山 由美子

意見書の内容につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年９月１６日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

総務大臣様

経済産業大臣様

以上です。ご審議の上、よろしくご採択くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第5、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見案第5号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷口 武彦

〃 工藤 弘喜

〃 須河 徹

〃 泉 愉美

〃 河端 芳恵

この要望書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月16日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第6、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明いたします。

意見書案第6号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷 口 武 彦

〃 工 藤 弘 喜
〃 須 河 徹
〃 泉 愉 美
〃 河 端 芳 恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
国土交通大臣 様
国土強靱化担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） これにて、令和3年第3回訓子府町議会議定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分